

府省名	外務省	組織	外務本省	会計	一般会計	項	経済協力費ほか
						目	政府開発援助経済協力国際機関等拠出金 ほか
調査対象予算額		令和7年度（補正後）：259,074百万円 （参考 令和8年度：129,807百万円）				調査主体	本省調査

① 調査事案の概要

【事案の前提】

国際機関等に対する分担金・拠出金は、以下に区分される。

- ① 分担金：国際機関等の設立条約等により加盟国等に支払が義務づけられるもの。
- ② 義務的拠出金：国際条約等において財政的義務は触れられていないが、締約国会合等において加盟国等に負担が求められているもの。
- ③ 任意拠出金：各国が政策上の必要に応じて任意に支払うもの。

分担金・拠出金は、各国間の負担の分かち合いによって国際機関等の活動を成り立たせるものであるが、昨今の変動する国際情勢を踏まえつつ、随時、分担・拠出の在り方や予算の見直しを図ることが重要である。

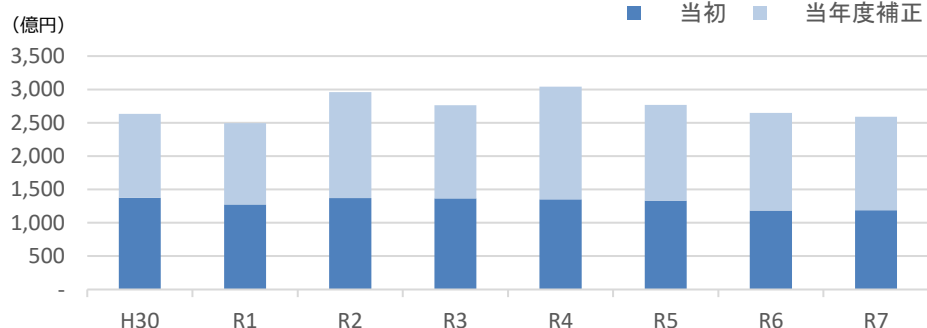
本調査では、我が国（外務省所管）が分担・拠出する国際機関等のうち、**足下の国際情勢による影響が大きいと考えられる国際機関等**について、**分担金・拠出金の見直し**を確認する。

【国際機関等を取り巻く環境】

一部の国際機関等では、加盟国による**分担金・拠出金の支払遅延が発生**しているとされている。仮に資金不足が生じている場合、こうした状況に対して**国際機関等及び外務省がどのように対応しているか**を確認する。

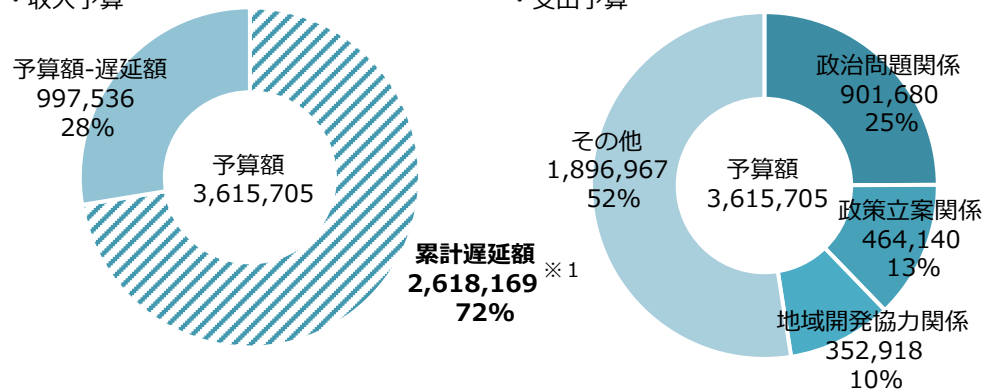
※ある国で支払遅延が発生した場合、その取扱いは国際条約や協定等に基づいて判断される。例えば、加盟国の分担金の滞納が累積2年以上に達した時、総会における投票権の停止措置が条約に規定されている事例がある。

【図1】 国際機関等分担金・拠出金の予算推移（外務省所管）

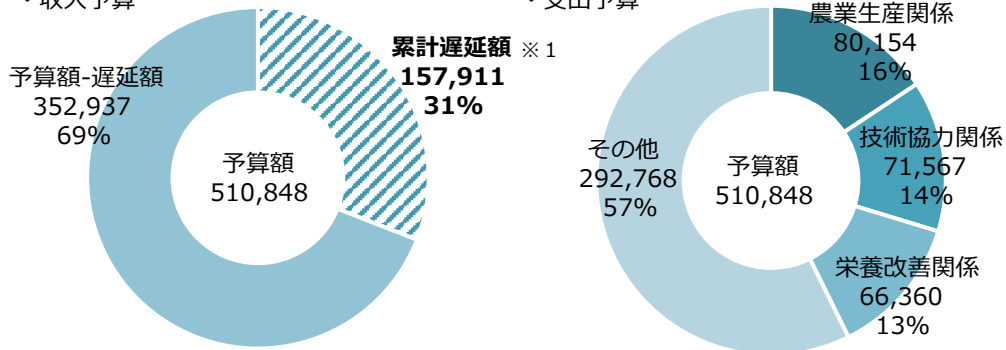


【国際機関の資金状況の事例】

- (1) 国際連合（PKO分担金以外、2024年予算額ベース、単位：千米ドル）【図2】
・ 収入予算
・ 支出予算



- (2) 国際連合食糧農業機関（2025年予算額ベース、単位：千米ドル）※2 【図3】
・ 収入予算
・ 支出予算



※1 遅延額は、令和8年3月末時点で確認された累計の支払遅延額（次頁に詳述）であり、各年予算と必ずしも1対1対応するものではない。

※2 二箇年予算のため、予算額を二等分した金額で記載。また、端数処理（四捨五入）により予算額と内訳の合計額は一致しない。

② 調査の視点

加盟国による分担金・拠出金の支払遅延が発生している国際機関等における、資金繰りの悪化に対する対応について

国際情勢の影響により、国際機関等の業務の継続性に課題が出る場合が考えられる。

そのため、**外務省が分担・拠出している国際機関等**のうち、

①令和8年3月末時点で日本を除くG7諸国で、**分担金・拠出金の支払遅延が発生している**事例はあるか、

②さらに、支払遅延が発生している影響で、資金繰り状況が悪化している場合、**各国際機関等及び外務省がどのような対応**を行っているか、について調査した。

【調査対象年度】
令和7年度

【調査対象先数】
外務本省及び国際機関代表部等

③ 調査結果及びその分析

加盟国による分担金・拠出金の支払遅延が発生している国際機関等における、資金繰りの悪化に対する対応について

○加盟国による**支払遅延が発生している国際機関等名称、支払遅延国、全体予算額及び遅延額**の調査結果は以下のとおり。なお、G7諸国以外でも支払遅延を把握した場合は、調査の対象に含めている。今回の調査の結果、**該当機関は23機関**が確認された。以下【表1】には、支払遅延額上位10機関とその金額を記載している。

【表1】支払遅延額上位10機関

国際機関等名称	支払遅延国	全体予算額 (千円)	遅延額 (千円)
国際連合 (PKO分担金)	米、仏、中	802,537,393	466,249,714
国際連合 (PKO分担金以外)	米、中	553,889,620	390,107,234
国際連合教育科学文化機関	米	134,427,800	33,339,860
国際連合食糧農業機関	米	75,569,108	23,130,304
公表不可機関A	※2	※2	約14,000,000
公表不可機関B	※2	※2	約13,000,000
包括的核実験禁止条約機関準備委員会	米	139,300,000	7,722,180
世界貿易機関	米	36,272,433	4,087,367
国際連合気候変動枠組条約	米、中、韓	5,522,834	1,473,015
公表不可機関C	※2	※2	約900,000
国際再生可能エネルギー機関	米	8,857,305	656,179

- その他の該当機関
- ・国際海底機構
 - ・国際連合砂漠化対処条約事務局
 - ・ラムサール条約事務局
 - ・水俣条約事務局
 - ・世界遺産基金
 - ・国際海洋法裁判所
 - ・国際自然保護連合事務局
 - ・核兵器不拡散条約運用検討会議
 - ・国際熱帯木材機関
 - ・公表不可機関D
 - ・ウィーン条約・モントリオール議定書事務局
 - ・コロンボ計画
 - ・生物多様性条約・名古屋議定書事務局

※1 全体予算額及び支払遅延額は、令和8年度支出官レート（149円/米ドル、166円/ユーロ、177円/スイスフラン）にて計算。全体予算額は、2025年予算額を記載。

※2 国際機関等名称・支払遅延国は公表不可の取扱い。

○上記23機関につき、資金繰り状況の悪化や遅延額の発生に対する**各国際機関等及び外務省の対応状況**は以下【表2】のとおり。

【表2】国際機関等及び外務省の対応状況

対応内容	国際機関等としての対応件数	外務省としての対応件数
①事務経費（管理費）の合理化を図っている	5	4
②人員合理化を図っている	1	0
③実施事業の縮減を図っている	0	0
④上記①～③以外の方法により費用削減を図っている	1	0
⑤各国に拠出金支払額の増額を要請している	0	0
⑥上記①～⑤を組み合わせている	12	15
⑦現段階では特段の措置はとっていない	4	4

(1) 国際機関等の対応事例

・国際連合：2026年国際連合通常予算が前年比で**9.6%減、約2,600ポストの削減**。

・ラムサール条約事務局：**旅費の削減**及び辞任・リタイアした**スタッフの補充凍結**。任意拠出を求める書簡の発出。

(2) 外務省の対応事例

・国際熱帯木材機関：新協定に向けた議論の中で、**分担金算出方法の見直し**実施を求めている。

・国際海洋法裁判所：予算案に対し、オンライン会議の活用や執行率の低い支出項目への**予算圧縮を行う**等により、減額を求めている。

③ 調査結果及びその分析

加盟国による分担金・拠出金の支払遅延が発生している国際機関等における、資金繰りの悪化に対する対応について

○⑦現段階では特段の措置をとっていない国際機関等について

加盟国の支払遅延が発生しているにもかかわらず、⑦現段階では特段の措置をとっていないと回答した国際機関等が4機関（核兵器不拡散条約運用検討会議及び公表不可機関）あった。

また、当該4機関の収支状況を確認したところ、支払遅延額を剰余金等で賄う財政的な余裕があるとは言えない状況であった（当該4機関いずれも支払遅延が発生している加盟国は、当該国際機関等への拠出額第1位の加盟国であった）。

○①から⑥のいずれかの対応をとっている国際機関等について

加盟国の支払期限超過という状況に対し、①から⑥のいずれかの対応をとっている国際機関等の中には、分担金・拠出金が支払われていないにもかかわらず、資金繰りに影響は生じていないと回答した国際機関が4機関（国際海底機構、国際海洋法裁判所、国際自然保護連合事務局及び公表不可機関）あった。

当該4機関では、拠出額5位以内の加盟国で支払遅延が発生しており、その上で、資金繰りが悪化していないとすれば、機関全体の予算額を見直す必要性や、他の収入状況を踏まえて分担額を見直す余地があり、その上で日本の分担・拠出額を減額できる可能性がある。

○具体的な対応として不足分を任意拠出金にて賄うことを検討又は全体予算額の増額を検討している国際機関等について

以下【表3】の4機関は、加盟国に対して任意拠出金の要請や義務的拠出金にて賄われる予算額を増額させる対応をとることとしていた。このうち、例えばラムサール条約事務局の場合、任意拠出金の要請に応じている加盟国は170カ国中4カ国（ドイツ、イギリス、インド、スイス）のみにすぎなかった。

【表3】国際機関等の対応状況の例

国際機関等名称	対応
ラムサール条約事務局	事務局長が主要国に対して、任意拠出金を求める書簡を発送した。
国際連合砂漠化対処条約事務局	事務局長が主要国に対して、任意拠出金を求める書簡を発送した。
生物多様性条約名古屋議定書事務局	以前より増額した義務的拠出金にて賄われる予算案を締約国会議に対して提案した。また、新規事業を有志国による任意拠出から賄っている。
国際連合気候変動枠組条約	義務的拠出金にて賄われる予算の増額を提案し、締約国で議論することとなった。

④ 今後の改善点・検討の方向性

加盟国による分担金・拠出金の支払遅延が発生している国際機関等における、資金繰りの悪化に対する対応について

○現段階では特段の措置をとっていない国際機関等について、現在、支払遅延が発生している国が拠出額第1位の加盟国であることも踏まえれば、外務省は早急に経費削減などの取組を促すべきである。

○支払遅延が発生している状況に対して何らかの対応を行っている国際機関等のうち、現状、資金繰りに影響は生じていない国際機関について、拠出額上位国の分担金・拠出金がなくとも機関を運営できるならば、現状の全体予算額の設定が過剰となっているおそれがある。

まずは、これら機関の全体予算額を減額する等、改めて加盟国の負担額を公平に取扱うことにつながるため、外務省は早急に全体予算額の見直し等を促すべきである。

○支払遅延が発生している状況に対して何らかの対応を行っている国際機関等のうち、任意拠出金の増額や義務的拠出金にて賄われる全体予算額を増額させる対応を検討している国際機関等について、こうした対応に応じることは、支払遅延の穴埋めを他の加盟国が行うこととなり不適である。

実際に、任意拠出金の増額を要請しても、その要請に応じている加盟国は少数であるため、効果が低い事業の削減など、外務省は、事務局に対して事業経費の合理化による具体的な対応を早急に求めていくべきである。